

講義

高次脳機能障害とは

1

子供の高次脳機能障害について

★ 小児期発症の高次脳機能障害も支援の対象

子供の高次脳機能障害は
小学生が多く
外傷性脳損傷、脳血管障害、脳炎・脳症、脳腫瘍、低酸素脳症
などが原因となる

↓

詳しくは実践研修「ライフステージに応じた支援；小児期における支援」で

2

高次脳機能障害とは

脳には、息をする・食べる・寝るなどの指令を出す動物全般に共通する機能と、思い出す・考える・伝えるなど人間で特に発達している機能がある。

前者は、生命維持に関わる基本的なはたらき、後者は、生死に直接関わらなくても人として社会で生きていくために重要なはたらきで、高次脳機能と呼ばれている。

頭のけがや脳の病気によって、高次脳機能に関わる部分が傷ついたとき、**記憶障害**、**注意障害**、**遂行機能障害**、**社会的行動障害**などの症状が表れることがある。

3

これらの症状により「日常生活または社会生活に制約がある状態」が高次脳機能障害である。

原因や損傷の状況によって、ひとりひとり症状の表れ方が異なるのは、この障害の特徴である。

高次脳機能障害は、麻痺や歩行障害のように外から見える障害ではないため、「以前と何か変わった」と思いながら何年も経過し、専門の医療機関を訪れて、ようやく診断される方も少なくない。

4

注意障害	→	注意・集中が続かない。
記憶障害	→	以前のことを思い出せない。 新たなことを覚えられない。
遂行機能障害	→	要領や段取りが上手く取れない。 融通がきかない。
社会的行動障害	→	感情のコントロールが難しくなり、 対人関係に支障をきたす。 意欲が低下したり、 ひとつのことに固執したりする。

詳しくは「障害特性の理解；高次脳機能障害の診断・評価」で

5

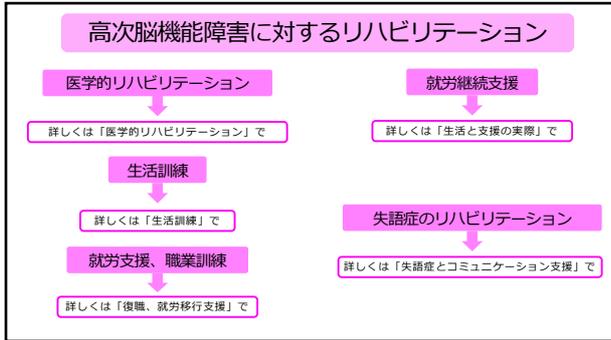
高次脳機能障害の原因疾患

- 脳血管障害
- 頭部外傷
- 脳腫瘍
- 脳炎
- 低酸素脳症（喘息発作、蘇生後など）
- 脱髄性疾患（多発性硬化症など）

→

いつ発症したか
特定できる
後天性脳損傷

6



7

高次脳機能障害支援に関する国事業の経緯

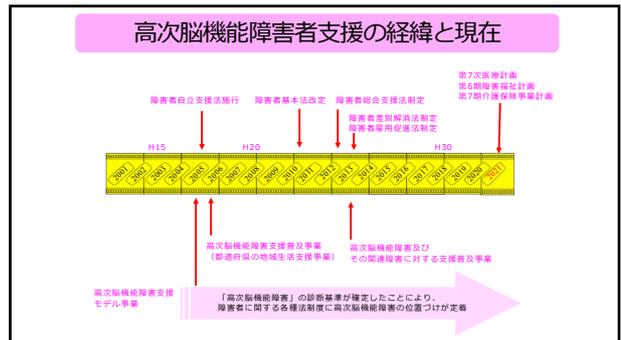
	～平成12年度	平成13～17年度	平成18～24年度 障害者自立支援法	平成25年度～ 障害者総合支援法
身体障害者手帳 取得済・申請済 取得未済 申請済		高次脳機能障害 支援モデル事業	高次脳機能障害支援 普及事業	高次脳機能障害及びその関連 障害に対する支援普及事業
精神障害福祉手帳 取得済 申請済 取得未済 申請済		実証調査: ・原因・症状・訓練・生活支援等の 状況調査 支援の体制作り: ・診断基準作成	一般事業(2)普及啓発: 障害者自立支援法(特別障害者総合支援法)78条 精神障害の地域生活支援事業 [特に専門性の高い相談支援に係る事業]として 高次脳機能障害支援普及事業が開始	
介護保険制度 適用済以上		平成16年度 認知症より福祉 サービス利用可能 ・認知症的リハビリ プログラム作成 (医療・福祉)	・内閣府 障害者総合推進本部 高次脳機能障害5か年目標 (平成20～24年度) 高次脳機能障害支援強化協議会の発足 地域支援ネットワーク構築および 支援体制の確立と普及が明記	平成22年度 全部道府県設置 目標達成
近年の脳機能や 脳血管障害関連は、 どの制度の対象にも 該当しない。		認知症支援: ・事例収集 ・分析・評価	・精神障害者保健福祉手帳 障害等級判定基準 平成23年度 高次脳機能障害が明記	
・介護費での通診を経て 障害者手帳が モデル事業の詳細 表			・国民年金・厚生年金保険障害認定基準 平成25年度 高次脳機能障害が明記	

8

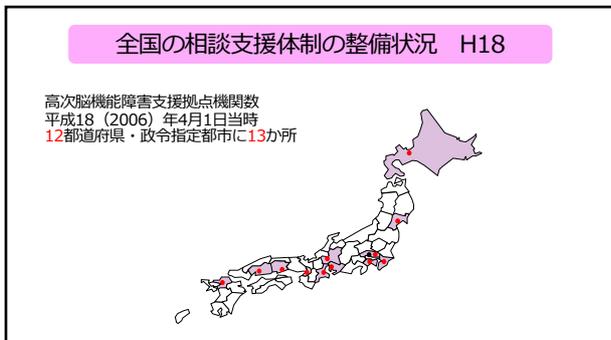
- ### 高次脳機能障害の診断基準
- I. 主要症状等
 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の実事が確認されている。
 2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
 - II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
 - III. 除外項目
 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状(1-2)を欠く者は除外する。
 2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
 3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
 - IV. 診断
 1. 1～Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
 2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
 3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

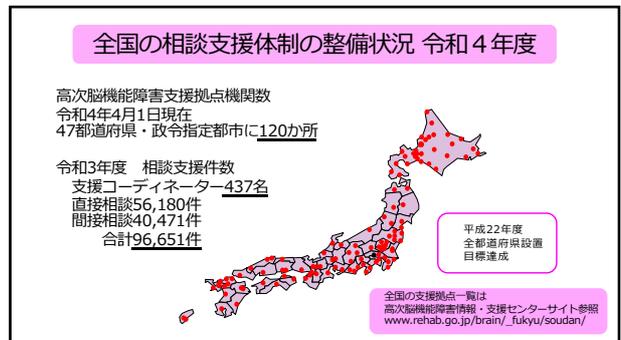
9



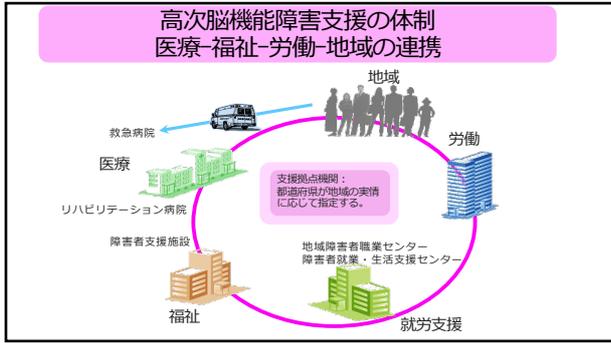
10



11



12



13



14

© 厚生労働科学研究：高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究班